

タイ向け青果物の輸出規制について
一般調査報告書

多くの日系企業が進出するタイには在留邦人数は7万人以上にものぼり、日本食レストランが約3000店舗と大変多くあります。また、タイから日本を訪れる観光客数も東南アジアで初めて100万人を超え、日本産食品に対する関心の高まりとともに、日本からタイに輸入される農産物も年々増加しています。

(日本からの農林水産物輸出先)

(単位：億円)

順位	国名・地域名	2016年	2017年	2018年	前年比
1位	香港	1853	1877	2115	12.7%
2位	中華人民共和国	899	1008	1338	32.8%
3位	米国	1045	1116	1177	5.5%
4位	台湾	931	838	904	7.8%
5位	大韓民国	512	597	635	6.4%
6位	ベトナム	323	395	458	15.9%
7位	タイ	329	391	435	11.4%

5月29日から開催されたタイ国内最大級の食品総合見本市「THAIFEX-Word of Food Asia 2019」にジェトロが設置した「ジャパンパビリオン」には、日本から72社・団体が参加し大変多くの来場者で賑わっていました。

(ジャパンパビリオン)



(アジア各国も出展)



こうした中、タイ向け青果物の輸出に対し、「植物検疫条件の設定」や「選果・梱包施設に係る規制」が新たに導入されることとなり、日本からの輸出にブレーキがかかることが懸念されています。

今回は、ジェットロバンコクで農林水産・食品を担当をしている福田さん（農林水産省から出向）に、新たな規制や日本の事業者が留意すべき点について伺いましたので、その内容をご報告します。

Q1 新たな「植物検疫条件の設定」の概要について教えてください。

タイでは2007年に「植物防疫法」が改正され、多くの野菜や果物が輸入禁止植物に指定されました。ただし、二国間の合意があれば例外が一部認められており、2007年以前に日本からの輸入実績のあった品目（※）については、最近まで輸入可能となっていました。

（※植物防疫法に基づく輸入禁止植物のうち日本から輸入が認められている13品目）

キウイ、柿、モモ、サクランボ、リンゴ、イチゴ、日本梨、ブドウ、メロン、スイカ、キュウリ、なす、トマト、ミカン

法改正後、日本の農林水産省とタイの農業・協同組合省との間で、検疫条件を検討するため協議等を継続した結果、2019年に、例外品目にかかる新たな植物検疫条件が設定され、公示後施行されました。

具体的には、上記品目のうち9品目（キウイ、柿、モモ、サクランボ、リンゴ、イチゴ、日本梨、ブドウ、なす）については、タイ政府が発給する輸入許可証の取得することや船積貨物又は航空貨物で輸出されること、日本の植物防疫所による登録を受けた生産園地や梱包施設で生産・梱包されていること、梱包外装に日本産であることや登録園地等の情報が表示されていること、また、植物防疫所の輸出検査を受け、植物検疫証明書を添付し輸出することなどが必要となりました。

また、残りの5品目（メロン、スイカ、キュウリ、トマト、ミカン）については、前述の条件に加え、温室栽培であることや、カボチャミバエに対する侵入防止策を行うこと、さらに、植物防疫所とタイ検査官による合同輸出検査を受けることなども必要となりました。

Q2 タイに輸出する日本の事業者が留意する点を教えてください。

新たに設定された植物検疫条件のうち9品目については、生産園地や梱包施設の登録が済んでいれば大丈夫ですので、条件が大きく厳しくなるということはないと思いますが、輸出するよりも前に登録しておくことが重要です。

一方、5品目については、温室栽培ではなくてはならないことや、カボチャミバエの侵入防止策やトラップ調査を新たに行う必要があります。加えて、日本とタイの合同輸出検査に必要な費用は、受益者負担となっているなど、厳しい条件となっているというご相談が増えています。

Q3 「選果・梱包施設に係る新たな規制」について概要を教えてください。

タイ保健省（FDA）では、生鮮野菜や果物に対する残留農薬問題の軽減を目的に、「生鮮野菜・果物の選別・梱包施設に関する規制」を新たに導入しました。

農薬散布を適切に管理している栽培地から野菜・果物を入荷し、衛生的な施設において選別・梱包を管理するとともに、その記録を保持し販売時に情報を表示することが求められています。新規に参入する選果梱包施設事業者に対しては2018年8月25日から、既存事業者は2019年8月25日から適用となっており、違反した場合、罰金などが科せられることとなっています。

具体的には、当該選別・梱包施設について、国際認定フォーラム（IAF）で認められた組織・機関からISO22000などの認証を得るか、保健省指定の基準に適合している旨の行政機関（日本の場合は、日本政府や都道府県庁）による証明書を得る必要があります。個別の農業者が選別・梱包を行い、共同の選果施設等を経ないで輸出している場合、農家単位で証明書を取得することとなっています。

対象作物は、メロン、イチゴ、オレンジ、梨、ブドウ、リンゴ、ネギ、トマト、ジャガイモなどで、今後さらに対象作物を拡大する意向をタイ政府は持っています。

なお、「新たな植物検疫条件」で求められている「梱包施設の登録」とは別の規定となるため留意が必要です。

Q4 日本側での対応状況を教えてください。

国際認定フォーラム（IAF）で認められた組織・機関から ISO22000 などの認証を取得している選果・梱包施設はまだ少なく、ISO22000 の要求内容はタイ保健省の要求内容を上回るものになっています。他方、一般財団法人食品安全マネジメント協会（JFSM）が4月に策定した「タイ向け青果物の選別及び梱包施設に係る JFS 規格」は、日本の大半の施設がクリアできるような内容となっており、新たに企画・認証の取得を考えるのであれば、JFS 規格の適合証明書等を取得し、対応することが考えられます。

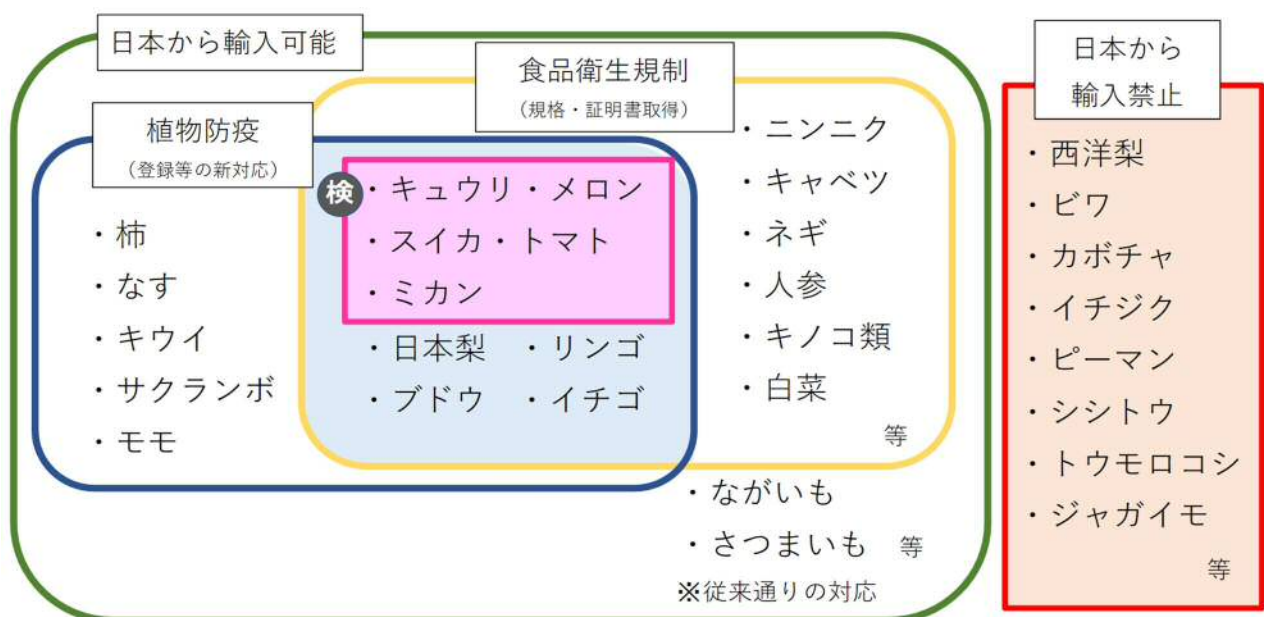
なお、農林水産省では、JFS による証明書の取得に対し補助制度を設けていますのでご活用ください。

また、タイ政府からは都道府県庁が発行する証明書による対応も可能であるとの回答を得ており、農林水産省やジェトロでは、各地で説明会を行うなど周知を図っているところですが、いくつかの自治体ではそうした対応も検討しています。

都道府県庁での検査の実施には、自治体側で人員配置など検査体制を作る必要があるほか、施設側においても検査をクリアできる体制を整備する必要があります。

現在、タイ政府と在タイ日本国大使館・ジェトロとの間で証明書や発行体制について最終協議を行っています。協議が整い次第、実際の検査実施、証明書の発行を行い、輸出に臨む必要があります。

（タイ政府による青果物輸入規制）



タイにおいても、食の安心安全に対する意識は年々高まっており、日本産食品の輸出にあたって、新たな規制等に留意することが重要になっています。

タイに青果物を輸出される事業者の方におかれましては、不明な点等ありましたら、各農政局はじめ ジェトロ、自治体等にお問い合わせいただき、正確な情報を入手し対応するようにしてください。

本資料は、参考資料として情報提供を目的に作成したものです。

バンコク産業情報センターは資料作成にはできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。

本情報の採否は読者の判断で行ってください。

また、万一不利益を被る事態が生じましても当センター及び愛知県等は責任を負うことができませんのでご了承ください。